

財団法人文京アカデミー職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人文京アカデミー就業規則（以下「就業規則」という。）第21の2条の規定に基づき、財団法人文京アカデミー（以下「財団」という。）職員の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 退職手当の支給を受ける者は、財団に常勤する職員で、財団法人文京アカデミー職員給与規程（平成3年4月1日制定。以下「給与規程」という。）第2条及び第4条に定める給料を支給される職員（文京区と財団との間で締結した文京区職員の派遣に関する協定に基づき、文京区から派遣を命ぜられた職員を除く。）とする。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 前条第1項に規定する遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則の第42条から第45条までの規定による。

(退職手当の額)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、退職理由が財団都合の場合には別表1の甲欄、自己都合の場合には別表の乙欄に定める金額を支給する。別表を超える勤続年数が発生する際は、別途理事会に付して本規程を改定する。

(非違により勸奨を受けて退職した者に対する退職手当)

第6条 第5条の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、退職手当を支給せず、又は一部を減額した額をもってその者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間とする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第8条各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち、就業規則第14条の規定による休職、同規則第

43の規定による停職、同規則第35条の2の規定による育児休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1月以上あったときは、その月数の2分の1に（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り3分の1）相当する月数を前3項により計算した在職期間から除算する。ただし、就業規則第14条第3号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間については、この限りではない。

5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、11月以上の端数はこれを1年とし、11月未満の端数はこれを切り捨てる。

（退職手当の支給制限）

第8条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則第43条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- (2) 就業規則第17条第1項ただし書きの規定による職員の退職又はこれに準ずる退職をし、若しくは解雇された者

（退職手当の返納）

第9条 退職した職員に対し退職手当の支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の額のうち一部の額又は全額を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

（委任）

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表1（第5条）

勤続年数	甲	乙
1	50,000円	30,000円
2	60,000円	40,000円
3	70,000円	50,000円
4	85,000円	60,000円
5	100,000円	70,000円
6	115,000円	85,000円
7	130,000円	100,000円
8	145,000円	115,000円
9	160,000円	130,000円
10	175,000円	145,000円